

(要綱第3条関係)

## 蜂等駆除用防護服借用申請書

令和 年 月 日

西尾市長 様

申請者

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) —

西尾市蜂等駆除用防護服貸出要綱第3条の規定により、防護服の借用を申請します。また、同要綱の規定を遵守し、駆除等に伴う事故・破損については、すべて私(駆除実施者)が補償の責務を負います。

使用期間	令和 年 月 日 ( ) から ( 日間)閉庁日を除く 令和 年 月 日 ( ) まで
使用場所	西尾市
使用目的	蜂の駆除 (種類: スズメバチ アシカバチ ミツバチ その他 ) その他 ( )
駆除実施者	申請者と同じ (異なる場合は次に記載のこと) 住所 氏名 電話番号

- 貸出条件
- 1 西尾市蜂等駆除用防護服貸出要綱を遵守し、事故・けが人が発生しないように注意すること。
  - 2 蜂に刺される等の事故及びけが人が発生した場合、駆除実施者が補償等全ての責務を負うものとする。
  - 3 防護服を上記以外の目的での使用、転貸、営利目的での使用はできません。
  - 4 貸出期間満了までに防護服一式を点検し、返却すること。
  - 5 防護服を亡失又は破損したときは、申請者がその損害を賠償するものとする。

連絡先 西尾市役所 産業部 農水振興課  
TEL0563-56-2111 (代) FAX0563-57-1322 E-mail:nousui@city.nishio.lg.jp

\*事務処理欄 (申請者は記入しないで下さい)

貸出年月日	令和 年 月 日 ( ) 時		
本人確認	運転免許証・健康保険証・その他 ( )	担当	
<input type="checkbox"/> 要綱の内容および注意事項の説明を行い、両面複写を渡した			
返却年月日	令和 年 月 日 ( ) 時	担当	
破損の有無	無・有 (破損箇所 )		

(裏面)

## 西尾市蜂等駆除用防護服貸出要綱

第1条 この要綱は、蜂等の昆虫を安全に駆除するための駆除用防護服(以下「防護服」という。)を貸し出し、市民が安全かつ快適に生活することのできる環境づくりに資することを目的とする。

第2条 防護服の貸出対象者は、市内に住所を有する個人又は団体等とする。ただし、営利を目的とした個人又は団体等には貸し出しをしない。

第3条 防護服の貸し出しを受けようとする者は、蜂等駆除用防護服借用申請書を市長に提出しなければならない。

2 申請する者は、運転免許証等の住所、氏名が確認できるものを提示しなければならない。

第4条 防護服の貸出期間は、貸出した日の翌日から起算して、市役所の閉庁日を除く3日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第5条 貸出しの申請、貸出しの実施及び返却の場所は市役所農水振興課とし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。

2 返却に際しては、防護服の点検及び確認を受けるものとする。

第6条 防護服の貸出料は、無料とする。

第7条 防護服の貸出を受けたもの(以下「駆除実施者」という。)は、防護服を駆除以外の目的に使用し、又はこれを第三者に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

第8条 駆除実施者は、貸出期間が満了した場合又は使用終了した場合は、直ちに防護服を返還しなければならない。

第9条 駆除実施者は、蜂の巣等の状態及び周囲の状況を把握し、必要に応じて周辺住民に駆除する旨を周知するほか、駆除に際し、事故及びけが人のないように十分な注意を払わなければならない。

第10条 防護服を故意に破損、若しくは汚損し、又は紛失した場合、駆除実施者は弁済の責務を負うものとする。

2 防護服は作業の安全を高めることを主旨としており、蜂等の駆除において、蜂に刺される等の事故及びけが人等が発生した場合、駆除実施者が補償等全ての責務を負うものとする。

第11条 蜂等の駆除に要する経費は、駆除実施者の負担とする。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 注意事項

- 1 面前はメッシュになっていますので、防御メガネの使用をお願いします。
- 2 防護服を着用すると密閉され大変暑くなりますので、冷却タオル等の使用をお勧めします。また、汗を吸い取るために長袖・長ズボンを着用してください。
- 3 使用後は防護服について汗や汚れをふきとり、乾燥させてから返却してください。